○国土交通省告示第五百十二号

水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第四条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、令和七年六月二十七日、球磨川水系川辺川川辺川ダムに係る水源地域整備計画の全部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和七年七月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

1　球磨川水系川辺川川辺川ダムに係る水源地域整備計画

⑴　整備計画作成の意義

川辺川ダムは、球磨川水系川辺川の熊本県球磨郡相良村大字四浦に、洪水調節を目的として建設される治水ダムである。

この計画は、本ダムの建設により総面積303ヘクタール（うち農地面積66ヘクタール）、住宅403戸が水没することになるため、その周辺地域の生産機能又は生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、本ダムに係る水源地域において生活環境、産業基盤等を計画的に整備しようとするものである。

2　事業の概要

⑴　土地改良事業

事業の概要　五木村瀬目地区において約7.5ヘクタールの農地開発を行うとともに、五木村横手地区ほか３地区において合わせて約2.6キロメートルの農道整備を行う。また、五木村横手地区において約0.4キロメートルの農業用用排水施設の整備を行う。

事業主体　五木村

施行区域　五木村

⑵　治山事業

事業の概要　五木村椎葉地区ほか11地区において復旧治山事業として合わせて治山ダム工59基、山腹工約12ヘクタール及び落石防止柵工約0.1キロメートル並びに同村折立地区ほか２地区において予防治山事業として合わせて治山ダム工５基、山腹工約0.1ヘクタール及び落石防止柵工約0.4キロメートルの整備を行う。また、五木村宮園地区ほか14地区及び八代市泉町樅木地区ほか５地区において流域保全総合治山事業として合わせて治山ダム工20基、流木捕捉工３基、護岸工約0.1キロメートル、山腹工約1.3ヘクタール及び森林整備約43ヘクタールの整備を行う。

事業主体　熊本県

施行区域　五木村、相良村、八代市

⑶　治水事業

事業の概要　五木村全域及び相良村大字四浦地区において直轄砂防事業として合わせてダム工16基及び流路工１か所の整備を行う。また、五木村椎葉地区ほか７地区において急傾斜地崩壊対策事業として擁壁工を施工するとともに、五木村宮園地区ほか１地区及び相良村大字川辺地区ほか２地区において合わせて約21.7キロメートルの河川改修等を行う。

事業主体　国土交通省、熊本県

施行区域　五木村、相良村

⑷　道路の整備に関する事業

事業の概要　国道445号約28.8キロメートル、県道宮原五木線ほか３路線合わせて約6.6キロメートル及び村道平沢津端海野線ほか11路線合わせて約24.1キロメートルの整備を行う。

事業主体　熊本県、五木村、相良村

施行区域　五木村、相良村

⑸　簡易水道の整備に関する事業

事業の概要　五木村入鴨地区及び平野地区においてそれぞれ簡易給水施設の整備を行う。

事業主体　五木村

施行区域　五木村

⑹　義務教育施設の整備に関する事業

事業の概要　三浦小学校下梶原分校及び五木北小学校平沢津分校においてそれぞれへき地集会施設を改築する。

事業主体　五木村

施行区域　五木村

⑺　公営住宅の建設の事業

事業の概要　五木村頭地地区において公営住宅を建設する。

事業主体　五木村

施行区域　五木村

⑻　林道の整備に関する事業

事業の概要　広域基幹林道日当線ほか４路線合わせて約39.6キロメートル、普通林道空舎線ほか13路線合わせて約39.4キロメートル並びに林業構造改善事業林道内谷線及び入鴨線合わせて約1.3キロメートルの整備を行う。

事業主体　熊本県、五木村、相良村

施行区域　五木村、相良村

⑼　造林の事業

事業の概要　五木村全域において人工造林約440ヘクタール、保育約10,500ヘクタール、間伐約1,500ヘクタール等を行う。

事業主体　五木村、五木村森林組合、嶽地区造林組合ほか15組合

施行区域　五木村

⑽　農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設の整備に関する事業

事業の概要　五木村頭地地区において小径木流通加工施設、同村下梶原地区において渓流釣場施設、同村子別峠地区ほか５地区においてそれぞれ椎茸共同集出荷加工施設の整備を行う。

事業主体　五木村、五木村森林組合、子別峠地区椎茸生産組合ほか３組合

施行区域　五木村

⑾　自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業

事業の概要　五木村頭地地区において五木子守唄の里として子守唄館の整備、同村端海野地区において休憩所等森林公園施設の整備及び同村桝形山地区において約７キロメートルのハイキングコース等桝形山自然公園施設の整備を行う。

事業主体　五木村

施行区域　五木村

⑿　公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財（考古資料その他学術上価値の高い歴史資料に限る。）の保存及び活用のための施設の整備に関する事業

事業の概要　五木村高野地区において林業センター、同村九折瀬地区及び下谷地区においてそれぞれ集会施設を建設する。

事業主体　五木村

施行区域　五木村

⒀　スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設の整備に関する事業

事業の概要　相良村大字川辺地区ほか１地区において交流拠点施設等を整備する。

事業主体　相良村

施行区域　相良村

⒁　消防施設の整備に関する事業

事業の概要　五木村において防火水槽19基、積載車６台等及び相良村大字四浦地区において防火水槽10基を設置する。

事業主体　五木村、相良村

施行区域　五木村、相良村

3　予定工期

おおむね昭和61年度から令和17年度までを目途とし、弾力的に執行するものとする。

4　経費の概算額

約834億円

○関東地方整備局告示第百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年七月七日

関東地方整備局長　岩崎　福久

別表の指定番号十九の項指定をした日欄中「令和二年六月二十三日」を「令和七年六月二十三日」に、指定の有効期間欄中「令和二年六月二十三日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。